

阿倍野区人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、区の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取組みや、差別事象への対応等について、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、阿倍野区役所に「阿倍野区人権行政推進委員会（以下「委員会」という）」を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は別表1に掲げるものをもって充てる。
- 5 委員長は必要に応じ別表2に掲げる者を委員に指名することができる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(協議事項)

第5条 委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 区の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること
- (2) 区における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関すること
- (3) 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関すること
- (4) 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関すること
- (5) その他、委員長が必要と認める事項に関すること

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年４月３０日から施行する。

別表 1

総務課長
区政企画担当課長
市民協働課長
教育支援担当課長
窓口サービス課長
保険年金担当課長
保健福祉課長
保健子育て担当課長
生活支援担当課長

別表 2

課長代理、保健副主幹、担当係長